

エゾシカの保護管理の推進について

従来からの制度

鳥獣法の目的(抜粋)

…鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し…

○狩猟

・狩猟者個人の意思で捕獲を実施

○許可捕獲(有害鳥獣駆除)

・市町村が農林業被害を防止する目的で捕獲を実施

鳥獣被害が全国的に発生
ニホンジカ、イノシシ、サル等

北海道ではエゾシカが課題に



農林業被害が増加



銃刀法の規制強化(H21年12月～)

・更に狩猟者減少の恐れ

狩猟者の減少と高齢化

道内狩猟者登録数 S53年20,000人

→ H20年 6,500人(毎年200人減)

特定鳥獣制度

H11年、鳥獣法の改正により
狩猟に係る都道府県の権限が強化

○特定鳥獣保護管理計画

・計画を定めた都道府県は、国が定めた狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の解除等が可能

狩猟規制を 限界まで緩和

しかし… 鳥獣被害は更に拡大

北海道でも
被害が更に拡大、生息数も増加

推定生息数: 52万頭以上(H21.3)

農林業被害: 40億円(H20)

交通事故: 1,800件(H21)

高山植物の食害も拡大し生物多様性への影響も危惧される状況

○狩猟規制の緩和と市町村の許可捕獲だけでは限界

・捕獲数 7万8千頭(H20)

生息数減少に必要な捕獲数の6割程度であるため毎年2万頭以上増加

○都道府県による業務としての個体数調整捕獲が必要

北海道の考え

道による個体数調整捕獲が必要

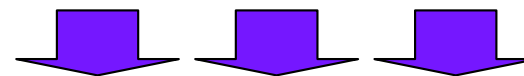
欧米の鳥獣の管理体制を参考に
道が業務としての捕獲体制を導入

要請1 都道府県による個体数調整捕獲の制度化(財政支援を含む)

・狩猟の規制緩和だけでは特定鳥獣保護管理計画の実効性を担保できない
・業務としての個体数調整の概念を導入し鳥獣法の目的を達成

要請2 夜間捕獲の許可を可能に(法改正、特区など)

・行政機関が業務として行う捕獲に対し夜間捕獲を許可できる仕組みが必要
・安全性を担保できる方法で効率的な捕獲を実現



エゾシカの適正な個体数管理の実現

- ・農林業被害の減少
- ・交通事故等の減少
- ・生物多様性の保全